

1 か月以上の湛水管理を行う方へ

○5年水張りルールの「1 か月以上の湛水管理」における、確認方法については以下のとおりです。

<湛水管理の確認方法>

現地確認及び証拠書類によって行います。

<現地確認>

- ①営農計画書に水張りを行うことと期間を記入してください。
- ②地域再生協議会の事務局員や JA 職員等が現地を確認する場合があります。
- ③ほ場の案内をお願いすることがあります。

<証拠書類（別紙「写真報告書」参照）>

- ・湛水管理していることが分かる報告書と写真
（湛水管理開始時点と終了時点2回）

撮影日、畦畔4辺及び用水供給設備（ポンプや引込水路等）を有すること
等が分かるもの